

# 三木市立教育センター使用案内

## 1 使用時間等

- (1) 部屋の一般貸出しの時間は、午前9時から午後9時30分まで（日曜日は午後5時まで）です。（駐車場は午後10時に閉まります。）
- (2) 準備と後片付けに要する時間は、使用時間に含まれます。

## 2 休館日

休館日は、国民の祝日、毎月の第4日曜日及び12月28日から翌年1月4日までです。ただし、臨時に休館することがあります。

## 3 使用を許可できない場合

- (1) 私的な営利を目的とするとき
- (2) 特定の政党その他の政治勢力の伸長を目的とするとき
- (3) 特定の宗教を宣伝流布することを目的とするとき
- (4) 教育センターの管理運営上支障があるとき（運動や大きな音が出る場合など）
- (5) 教育委員会がその使用を不相当と認めるとき

## 4 使用願い

- (1) 電話等で空き状況をご確認ください。
- (2) 所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、許可を受けてください。
- (3) 電話での受け付けはいたしません。
- (4) 一般貸出しできる部屋は次のとおりです。
  - 大研修室（180人）
  - 中研修室（45人）
  - セミナー室1・2（各24人、一つの部屋として使用可）
  - 和室(24人)

## 5 使用料

- (1) 使用料は別表のとおりです。
- (2) 使用料は、所定の振込用紙で、市内金融機関の窓口で納入してください。（月～金曜日の午前9時から午後5時までに限り、教育センター窓口でも現金で納入できます。）
- (3) 使用料の減免については、「公の施設使用料減免基準」を適用します。
- (4) 既納の使用料は原則として還付できません。

## 6 遵守事項

- (1) 申請書に記載された使用目的以外の用途に使用しないで下さい。
- (2) 他の人に危害を及ぼしたり、迷惑になるような行為はしないでください。
- (3) 許可を受けた使用の権利は、他に転貸しないで下さい。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないで下さい。

- (5) センターの施設、設備、資料等に損傷を与えたときは、使用者に賠償していただきます。
- (6) 湯沸室を使用するときは、火気に十分注意し、後片付けをして下さい。
- (7) 使用後は備品等を元の位置にもどし、後片付け及び清掃をして下さい。
- (8) 館内は禁煙です。ご協力をお願いします。
- (9) 冷暖房設備につきましては、適正冷房・暖房でご使用ください。
  - ・夏季：6月～9月 設定温度概ね28℃以上
  - ・冬季：12月～3月 設定温度概ね20℃以下
- (10) 職員の管理上必要な指示には従って下さい。
  - \* 前記遵守事項に違反した場合は、以後の使用を許可しない事があります。

<別表>

三木市立教育センター使用料

施設名称	使用料
大研修室	1時間につき 1,200円
中研修室	1時間につき 600円
セミナー室1	1時間につき 150円
セミナー室2	1時間につき 150円
会議室(和室)	1時間につき 200円

### 備考

- 1 1時間未満の使用時間があるときは、これを1時間として取り扱うものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。（冷暖房が使用できるのは、6月～9月及び12月～3月です。）
  - ※ 市内に住所又は事務所を有する非営利団体が使用する場合は、使用料の計算方法には、割増規定を適用しない。
- 3 使用者が、三木市内に住所又は勤務先を有する者以外の場合は、当該使用料の額に100分の150を乗じて得た額とし、冷暖房設備を使用する場合は、市外料金の額に更に100分の130を乗じて得た額とする。この場合において、計算して得た額の最終の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

## 三木市立教育センター

〒673-0433 三木市福井1933番地の12  
TEL (0794) 83-2020  
FAX (0794) 82-5881